

第167回 品川区都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和元年8月23日(金) 午後2時開催

2. 場所 品川区役所 第二庁舎4階 災害対策本部室

3. 議題

【意見聴取事項】

天王洲地区の品川区景観計画における重点地区指定について

(景観法第9条第2項に基づく意見聴取)

4. 委員・幹事

【委員】	中野京治	星野悦郎	山崎元也
	斎尾直子	松本亨	丹治勝重
	飯野郁男	馬越浩明	久保田幸雄
	元國浩	鈴木真澄	あくつ広王
	この孝子	安藤たい作	木村けんご
	藤原正則	筒井ようすけ	(計17名)

※斎尾委員は欠席

【幹事】	桑村正敏	中村敏明	鈴木和彦
	森一生	高梨智之	稲田貴稔
	東野俊幸	長尾樹偉	小林剛
	藤田修一	曾田健史	今井裕美
	古郡茂忠	多並知広	溝口雅之
	松本昇	中島秀介	大森誠
	柏原敦		(計19名)

※古郡と中島、柏原は欠席

5. 議事録 別紙参照

第167回 品川区都市計画審議会

令和元年8月23日

事務局	<p>皆様、本日はご多忙中のところ、また猛暑の中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>本日の都市計画審議会でございますが、斎尾委員より欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>本日の予定でございますが、お手元に配付させていただいております次第のとおりでございます。案件は1件でございますが、意見聴取事項といたしまして、「天王洲地区の品川区景観計画における重点地区指定について」でございます。</p> <p>景観法に基づきまして、重点地区を指定するにあたり、皆様にご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>それから、本日使用いたします資料でございますけれども、事前を送付させていただいております資料と、机上配付資料がございます。事前に配付させていただいております資料をお持ちでない方、また、ご不足等がありましたら、この説明の途中でも結構でございますので、お知らせいただければお届けをさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、一部差しかえがございます。事前にお配りさせていただいております資料の中で、天王洲地区における景観形成基準（案）についてという、A4縦の1枚の資料がございます。これは机上に配付させていただいております資料のほうをごらんになっていただきますと、同じような資料がございますが、A4縦の一部にカラーで天王洲の地図が書かれております資料でございますが、天王洲地区における景観形成基準（案）についてという紙でございます。こちらのほうで、1番の目的から5番の今後の予定というふうに書いてあるものなんですけれども、段落の番号の振り方が間違っておりまして、1、2、3、4、5のところを1、2、2、3、4と2番が重なって書かれたものが今回誤った資料としてお配りをしてしまいました。</p> <p>誠に申しわけございませんが、正しいほうの資料をご利用いただくようお願いを申し上げます。</p> <p>あわせて、本日机上のほうに配付させていただいております資料は、本日の次第と座席表、それから委員名簿でございます。</p> <p>続きまして、このたび委員に変更がございました。区議会選出の委員につきまして変更がございました。この場でご紹介をさせていただきた</p>
-----	---

	<p>いと思います。はじめに、高橋委員でございます。それから続いて、石田委員でございます。続きまして、西本委員でございます。続きまして、くには委員でございます。</p> <p>事務局からのご案内は以上でございます。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願いいたします。</p>
中野会長	<p>それでは、ただいまから、第167回品川区都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、意見聴取事項に入らせていただきます。事務局より、案件について説明をお願いいたします。</p>
鈴木課長	<p>会長、都市計画課長。</p>
中野会長	<p>都市計画課長、どうぞ。</p>
鈴木課長	<p>それでは、私から天王洲地区における景観形成基準（案）について、ご説明いたします。それでは、1枚紙のA4資料をごらんください。</p> <p>初めに、1番目、目的についてでございますが、天王洲地区は、台場としての歴史性や、工場や倉庫といった土地利用から、業務、商業、居住の、魅力ある市街地への土地利用転換が図られてきました。また、水辺を活かした都市空間の創出や、さまざまなイベントによるアートのまちづくり、個性豊かな街並みの形成などの取り組みが行われています。</p> <p>こうした、これまでの取り組みを継承しつつ、親水性の高い水辺の賑わいのある、創造性の高い街並みをさらに形成していくために、本地区を景観形成重点地区として指定し、新たな景観形成基準を定め、よりきめ細やかな景観形成を誘導するものでございます。</p> <p>続きまして、資料の2番目、品川区景観計画での位置づけについてでございますが、天王洲地区は東京都の景観計画において、水辺景観形成特別地区、図にあります紫色の広いエリアになりますが、このエリアに含まれており、品川区景観計画においても同様に水辺景観形成特別地区として位置づけ、景観形成基準についても、都基準と同様のものを定めてございます。</p> <p>次に、景観形成基準案検討にあたってのこれまでの取り組みについてでございますが、検討にあたっては、地区内のまちづくり団体や、住民で構成される景観まちづくり研究会を立ち上げ、意見を重ねながら検討を進めてまいりました。</p> <p>昨年の2月には、本地区内の居住者、事業者を対象に、景観に関するアンケートを行い、また昨年の8月より、これまで6回の研究会を実施</p>

しながら、街歩きや、当地区の現状や課題、将来像や景観ルールについて意見を重ね、こうした検討の経緯はその都度まちづくりニュースを作成し、地区内の方に検討状況などをお知らせしながら進めてまいりました。

続きまして、景観形成基準（案）の内容についてご説明いたします。こちらのほうは、まず別資料1をごらんください。

まず1ページ目に、当地区の範囲、景観形成重点地区指定（案）の範囲でございます。赤線内が景観形成基準の対象範囲ですが、東品川2丁目、運河に囲まれた範囲に運河の対岸50メートル部分を加えた範囲となります。これは、対岸の見え方も景観として含めるとした考えから、この対岸50メートル部分を含めた範囲が対象となっております。

いろいろ資料が変わって申しわけございません。内容の説明、別資料2をごらんください。

別資料2、重点地区指定の考え方の資料でございます。資料をおめくりいただきまして、1ページ目、まず当地区の景観特性についてでございますが、「1）歴史と文化の要素」としましては、台場としての歴史性やオフィス街としての顔とともに、アート文化といった顔を持った都市空間が形成されており、また、資料その下、「2）自然の要素」としては、当地区は四方を運河に囲まれており、水辺に親しむボードウォークが整備され、また、緑の拠点としての天王洲公園などのほかに、開発に伴う広場や公園が地区内に点在し、身近な緑の空間も形成されています。

資料をおめくりいただき、2ページ目でございます。「3）生活の要素」としては、当地区は交通の利便性から、集合住宅の立地も進み、サービス店舗も立地し、公園やボードウォークで遊ぶ子供や、イベントに参加し楽しむ家族などが行き交い、地区の日常風景の1つになっています。そして、「4）新たなまちづくりの要素」としては、最初の開発ビルが竣工以降、歩車分離の安全なまちづくりを目指し、ビルを結ぶスカイウォークが整備され、特徴ある空中歩廊の景観が形成されてきました。また、水上レストランやアートをテーマにした催し物や、壁画や塀のペイント展示など、水辺のまち、アートになる街としてのイメージが発信されています。

次に、3ページ目、当地区の景観形成の目標についてですが、天王洲地区は、地区計画とともに地区内のまちづくり協議会による自主的なルールにより、まちづくりが進められてきました。この、地元のまちづく

りのスローガンには、「アートになる島、ハートのある街」が掲げられ、水辺テラスの整備や、アートをキーワードとしたさまざまな催し物が行われており、こうした地元の景観まちづくりの取り組みを踏まえ、クリーンな街の環境を適切に維持管理し、この街に暮らし働く人たちが快適な日常を過ごせるよう、さらに国内外に街の魅力を発信していくために、街並みのどこを切り取っても天王洲らしさを感じられる、アート感覚が映える街並みづくりを目指して、「まち全体がミュージアムのような天王洲アイル」を景観目標と定めてございます。

次に、資料をおめくりいただき、4ページ目でございますが、景観形成の方針についてです。ページ下段のほうをごらんください。当地区はもともと、先ほどご説明したとおり、都及び区の景観計画において、水辺景観形成特別地区となっており、四角囲みのところに記載の4つの方針が既に定められてございます。

今回、重点地区指定にあたり、この4つの方針に新たに2つの方針を上乗せする形で、天王洲地区独自の景観形成の方針とするものでございます。その2つの方針が、記載にもありますが、「個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成」と、「アートの映える街並みの形成」としてございます。

次に、資料8ページ目をごらんください。基準の適用範囲と届出の対象行為についてでございます。範囲は、先ほどご説明しました、重点地区指定予定地域の記載の赤囲みの範囲、届出の対象行為は、建築物の新築、増築等で全ての規模が対象となるものでございます。

次に、景観まちづくりの目標を実現していくためのルール、基準についてですが、資料10ページ目をごらんください。黒字がもともとある水辺景観形成特別地区の基準で、赤字がこれに上乗せする基準でございます。資料上から、従前よりあります基準となりますが、項目欄の配置としましては、水辺に顔を向けた計画、隣接した建物との隣棟間隔の確保による水辺の開放感の確保、建物間口長さの配慮による、建物圧迫感の軽減、壁面の位置の連続性などが規定され、新たに赤字の部分ですが、駐車場について道路等に直接面する配置を極力避け、あるいは植栽や街並みに調和する工作物等で修景を行うと定めてございます。

次に、高さ・規模につきましては、スカイラインとの調和や、眺望点からの見え方などについて、次に項目欄その下、形態、意匠、色彩につきましては、建物自体のバランスだけでなく、周辺との調和、色彩基準

への適合などについて。

次に、項目欄その下、公開空地、外構につきましては、水辺空間に開かれたオープンスペースの整備、また隣接するオープンスペースとの連続性の確保や、夜間における水面に映り込む光の演出や、ランドマークとなる施設のライトアップ、また、緑の連続性や、樹種選定の配慮などについて定めてございます。

次に、項目欄その下、赤字、上乘せ基準となりますが、個性と品格のあるデザインで構成された都市空間の形成としては、メイン通りの建物ファサード、外観のことですが、における天王洲らしさを表現したデザインや空間構成の工夫、また、建物低層部での人々が憩える空間の配置や季節感を演出する緑の配置、歩道と連続した敷地内舗装、安全で美しい歩行者空間の形成に向けた舗装材、デザインの工夫などについて。

次に、項目欄その下、アートの映える街並みの形成につきましては、ボードウォーク等を活用した水辺に親しむ各種催し物による魅力と賑わいの創出や、屋外アートでは街並みへの配慮と適切な維持管理、プロジェクションマッピング、ライトアップなどの映像や光の演出での生活環境への配慮や、場の特性を生かした夜間照明の演出と、船の上や対岸からの見え方の工夫について、また、工事中の仮囲い等での形状、色彩、デザインの工夫などを定めるものでございます。

続きまして、11ページ目は、屋外広告物の表示・掲出に関する基準ですが、こちらは従前からの基準となっております。

続きまして、12ページ目、景観形成基準から派生し、これは別途定める地区内の案内サイン・広告物のルールとなるものですが、それぞれ項目欄記載のペントハウスまわり、3階以上の建物壁面とそれ以下の建物壁面、また、スカイウォーク内の広告物等、敷地外構部の広告物等、一時広告物などについてルールを記載のとおり定めるものでございます。

次に、13ページ目、こちらも景観形成基準から派生し、別途定める地区内の屋外アートの判断要件として、まず、作品の配慮事項としましては、耐震、耐風性など安全性の確保や、刺激の強い原色や蛍光色を多用しないなどの色彩への配慮、見た人が不快とならないよう、表現への配慮、オフィス街、住宅街としての街に配慮した光・照明・音の表現などについて定めるもので、また、屋外広告物掲出の判断要件として、作品のオリジナル性、作品名、作者名の掲示、また、作品の掲示にあつ

ての手続きの必要性を定めるものでございます。

以上が、基準案の説明でございます。

次に、お手元のA4横の資料になりますが、基準案に対する意見の要旨、こちらの資料をごらんください。

1 ページ目をごらんください。今回の景観形成基準案につきましては、5月30日に範囲内の方を対象に説明会を実施してございます。資料にも記載しておりますが、いただいたご意見と区の考え方について1つご紹介いたしますと、番号1番のご意見「アート作品は感じ方が様々であり、毎日目にする生活者にとって楽しくない場合もあるが、作品の判断基準はどのように考えているのか。」といったご意見をいただいております。

区の考えとしましては、屋外アート作品は、人によって好き嫌いがあり、毎日見る方にとっては快適でないとしたご意見も研究会のほうでもいただいております。今回の重点地区指定により、地域の魅力を高め、より多くの方に愛される屋外アートの展示となるよう、地域・地元がアート作品について主体的に意見を交わしながら選定できるよう、判断基準や地域の組織体づくりを検討してまいります。

続きまして、資料3ページ目をごらんください。地域の説明会とともに、6月11日より1カ月間パブリックコメントをあわせて実施しております。

こちらも1つご紹介いたしますと、4ページ目になりますが、いただいた意見として「天王洲での良好な景観形成のための計画には賛成する。しかし、景観形成の方針で、「魅力あるアート空間に会う楽しみのあるアートの映える街並みの形成」という表現は、内容には賛同するが、表現がわかりにくいので、再考してはどうか。」というご意見をいただきました。先ほどご紹介しましたように、この方針については、パブコメでいただいたご意見を踏まえ、「アートの映える街並みの形成」と趣旨はそのままとして、よりシンプルに伝わる表現に修正してございます。

以上が、いただいたご意見についてでございます。

最後、冒頭のA4の1枚の資料にお戻りいただきまして、5番目の今後の予定でございます。本日の審議会の後、9月中旬に景観審議会においてご意見をいただき、10月上旬の公布、告示、施行を目指していくものでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

中野会長	説明ありがとうございました。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
安藤委員	会長。
中野会長	安藤委員、どうぞ。
安藤委員	まず、この対象地区の地権者数について伺いたと思います。その全数と、そのうち住民の方がどれぐらいを占めるのかというのを、大体でいいので教えてください。 それと、今回の形成基準策定と重点地区指定の検討の経過について、どういったところで検討して、どのように検討を重ねてきたのかお伺いしたいというのが2点目です。 お願いいたします。
鈴木課長	会長。都市計画課長。
中野会長	都市計画課長。
鈴木課長	まず1点目の、対象地区内の地権者数でございますが、法人、それからマンションにお住まいの個人の方、600名程度ということでございます。それから、そのうちの対象地区内にお住まいの方の人数でございますが、こちらのほうは数字的には夜間人口でお伝えしたほうがよろしいかと思っておりますので、平成27年の状況になりますが、夜間人口のほうは1,612人というような状況でございます。 それから、これまでどのような場で検討を重ねてきたというところでございますが、先ほどもご説明しましたように、地域で古くからまちづくりについて取り組んでおられる団体4団体の方にご参加いただいて、それから、地区内にお住まいの方、これも一般公募をかけて、応募をいただいた方、区民の方も入っていただいて、研究会という形で立ち上げました。そして、街歩きをしながら現状やルールについてその場で意見を交え、研究会のほうも6回ほどを行い、これまで検討を進めてきたというところでございます。 以上でございます。
安藤委員	会長。
中野会長	安藤委員、どうぞ。
安藤委員	夜間人口をお教えいただいたのですが、地権者数600名程度のうち、大体お住まいの方というんですか、住民の方というんですか、それはどれぐらいかということがわかれば教えてください。

	<p>それと、研究会のほうですけど、都営住宅ですとか、あとは幾つかマンションもあるかと思うんですが、都営住宅の自治会の方ですとか、あるいはそれぞれのマンションの管理組合から代表でという形で参加はあったのか伺います。</p> <p>それとあわせて、今回の基準策定と重点地区指定の目的なんですが、資料にも街の環境の適切な維持管理、暮らし働く人たちが快適な日常を過ごせる街並み、それと国内外に街の魅力を発信と上げられておりますけれども、賑わい創出というのが大きな目的の1つということなのか、そこもあわせてお伺いします。</p>
鈴木課長	会長。都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>先ほど、対象地区内の地権者数は、個人、法人含めて約600ということでお伝えしました。地権者数のカウントとなりますので、例えばマンション1住戸に複数名お住まいでもそこは通常1とカウントしていますから、そうした前提のもとでお伝えしますと、先ほどの600の内訳として、個人の方が531ということでございます。</p> <p>それから、地区内に都営住宅、分譲のマンションがございます。基本的には、個別にそうした方々に声をかけてという形ではなくて、広く駅でのポスター掲示による案内ですとか、そういう形で公募をかけましたので、結果的にはそうしたマンションの方、あるいは都営住宅の方というのは研究会にはご参加いただいております。</p> <p>ただ、この検討の経過については、ニュースという形で、エリア内の全ての方に、その都度戸別配布をして、取り組みについてお知らせしてきたというところでございます。</p> <p>それから、目的のところ、一番の目的が賑わいの創出化ということでございますが、やはり地域の魅力を高めて、来街者、多く来ていただいて、活性化を図っていくと、賑わいをさらにつくっていくということも目的の1つでございますが、やはり地域の中に住んでいらっしゃる方、あるいは働いていただいている方々が、しっかり地域に愛着をもってお住まい、あるいは働いていただくような部分も含めて、あわせて今回の取り組みの目的というところになっているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
安藤委員	会長。
中野会長	安藤委員、どうぞ。

安藤委員	<p>では、あと2点お伺いします。天王洲地区なんですけど、もともと倉庫・工場街だったものが、昭和63年に地区計画が定められるなどして、土地の高度有効利用や、再開発がなされてきた地域だと認識しております。その後、時代の推移ですとか、あるいは直近で言うと震災の影響などもあり、開発でつくったオフィスビルなどの空き室率などが上昇して、品川区としてはそれを課題として捉え、まちづくりの検討などもなされてきた経緯があると考えています。現在の天王洲地区での再開発ビルの空き室状況というのは現在どうなっているのか。状況がわかれば、ある程度伺いたいというのが1つです。</p> <p>もう1点は、補助金のことなんですけれども、この意見要旨の資料の1ページ目の3番目でも回答しておりますが、補助金制度とは具体的にどのようなものなのか伺いたいと思います。また、補助金というものを受けるためには、今回の重点地区指定というのは必要になるのか、そこら辺も伺います。</p>
東野課長	会長。まちづくり立体化担当課長。
中野会長	まちづくり立体化担当課長、どうぞ。
東野課長	<p>私のほうからは、天王洲地区における空き室状況についてお答えしたいと思います。</p> <p>地元の天王洲総合開発組合のほうから報告を受けております。それによりますと、各ビルの貸室総面積における空き面積から算出した8月現在の空き室状況につきましては、0.29%ということで報告を受けているものでございます。</p>
鈴木課長	会長。都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>補助金のことのご質問をいただきましたが、これまで品川区内で重点地区化を行っている地区は、旧東海道地区、大崎地区、武蔵小山地区がございまして。その中で、既に旧東海道地区のほうについては、補助金の制度を活用して景観形成の取り組みが進められておりました。その旧東海道の風情を残す、あるいは新たにつくって後世に伝えていくということで、建物の外観の修景工事に対する助成金により支援させていただいております。</p> <p>基本的には、天王洲地区を今回重点地区化して、この補助金制度を活用していくかどうかについては、地域の機運の醸成ですとか、地域の方のご意見を聞きながら、今後検討していくということになりますが、補</p>

	<p>助金の活用にあたっては、国の制度自体にこの重点地区化というのはストレートには条件になってはございませんが、当然ながら区としては、補助金を活用して景観形成を誘導していくにあたって、重点地区化を条件とする方針をもって進めていくものであり、国に補助金を申請する際も、そうしたところが1つの審査基準になるというふうに理解しているものでございます。</p>
安藤委員	会長。
中野会長	安藤委員、どうぞ。
安藤委員	<p>ありがとうございます。ちょっと見解を述べさせていただきたいんですけど、今は空き室はそんなにないということでしたけれども、かつてそういう状況もあって、いろいろ何度も課題として上げられて、一定のてこ入れみたいなことも行われた地域です。</p> <p>今回の、重点地区指定というのは、景観整備を通して、天王洲地区を街としての魅力を高めようと、価値を高めようというものです。アートを通して街の個性をつくり盛り上げようという試み、その中身自体は全否定するものではないんですけども、やはり、そこに住む住民のためというよりも、再開発でつくったオフィスなどを中心とした再開発ビルの価値を高めたり、あるいはそれを埋めることというのが目的になっていると思います。</p> <p>将来的には、補助金も出るということも想定しているということですが、600名程度の地権者のうち、531名は住民で、ほとんどが住民です。今回、計画策定にかかわっている26社の方ですとか、そういった企業が主となってつくられており、将来的には税金投入も伴う可能性もあるということで、そこに住む住民のためというより、全体として大企業支援のためのルールづくりであり、税金投入であるということの理由から、今回ちょっと私たちとしては賛成できないかなという態度を表明させていただきます。</p>
中野会長	ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
西本委員	会長。
中野会長	西本委員、どうぞ。
西本委員	<p>少し質問をさせていただきます。基本的な事柄なんですけど、この天王洲地区は、東京都の景観計画の中の一部でもあるとのことですが、全体の中でどういう位置づけになっているのか。天王洲地区の景観形成にもいろいろなイメージがあって、今回アートを前面に出していくということの</p>

	<p>ようなんですが、全体的な考え方はどういう考え方になっているんでしょうか。</p> <p>あと、どこまで自由度があるのでしょうか。東京都の計画があつて、その下に品川区の計画があるという形になってくると思うんですけど、どのような縛りがあつて、なければいけない品川区全体で進めていけばいいのかなと思うんですが、その調整とかというのがあるのかないのかを含めて教えてください。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>先ほど、冒頭ご説明したときに一番最初に使った資料の、そこについている図をごらんいただくと、東京都の計画では、臨海部の広い範囲で水辺景観形成特別地区というのを定めておりまして、品川区の天王洲はそこに入っておりますので、現在の基準ですとか、そうしたものは基本的には東京都の景観形成基準と同じものが生きているというようなことになります。</p> <p>当然ながら、東京都の景観計画を踏まえて、品川区の景観計画を策定していますので、今回の重点地区化、基準ルールづくりについても、東京都の担当部署と何度も協議を重ねてまいりました。基本的に、既に品川区の景観計画でも東京都の景観計画でも定められている今の基準を、まるきり白紙にして全部一からつくるということは、これはこれまでの流れからするとできないということで、東京都のほうにも確認しております。ただ全体として見ると、臨海部で全て東京都のほうがアートだとかデザインという形で進めているかということ、当然それはそうではございませんので、従前の基準はそのまま残しながら、先ほどもご説明しましたが、天王洲についてはアートデザインという考え方を上乘せする形で、天王洲地区の重点地区、ルール化づくりを進めているものでございます。</p> <p>東京都とはしっかり協議をしながら進めているというところでございます。</p>
西本委員	会長。
中野会長	西本委員、どうぞ。
西本委員	ありがとうございます。特色をもたせるということは、非常に品川区にとっては素晴らしいことだと思っているので、どんどん進めていただきたいというふうに思っているんです。

	<p>ただ、この図を見ると、全体的な流れの中での一部というようなものになっているので、やはり東京都としての考え方があるのではないか。そしてそれぞれの地域に自治体がかかわってきますので、各自治体がそれぞれ特徴づけていくという形では、私たち品川区はアートという形にしぼりましたが、ほかの自治体では違う動向があるかもしれない。そうなってくると、全体を見たときに、調和がとれないようなことが出てくる可能性もあると考えると、その調整を図るのが東京都であるのだろうと。それを踏まえての協議であればいいのですが、ちぐはぐになっているような状況だと、やはり統一性がないものになる。世間的なところから見ると非常にこれはメリットのある、東京都としてもメリットのある事業だと思うので、ある程度調和を図りながら、将来性のある観光地域も含めての開発になるのかなと思うんですが、その辺はいかがですか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>まさに委員がおっしゃっていただいたように、全体としては東京都の計画を踏まえてと、これは品川区に限らず、ほかの区についても上位計画を踏まえながら、より地域特性をどう出していくかというところで、これは東京都も当然ながら全く否定してございませんで、全体の中でより地域ごとの特性を出して魅力を高めていただくというのは、これは東京都のほうもそういう方向で考えているということは協議の中で言っています。</p> <p>ただ、先ほどご説明したように、全体の今ある基準をすべて外して、一からということはこれはできないということで、そういった意味ではそこを基準に上乘せする形で、今回も東京都からそういう形であればより地域の魅力、特性を出すことになりよろしいんじゃないですかということで、まさに委員がご指摘いただいたような形で進めているところでございます。</p>
西本委員	会長。
中野会長	西本委員、どうぞ。
西本委員	<p>ありがとうございます。これは意見という形なんですけれども、やっぱり隣の地域とか自治体とか、相乗効果があるのが一番いいのかなと思っています。なので、その辺は、品川区の特徴を活かしつつも、近隣の自治体等の協力を得ながら、そして、海外の方々が訪れたときに、自分のところだけではなくて、ほかのところにも行っていただき、この</p>

	地域がさらに賑やかになっていくといいなと思っているので、ぜひそういう形で東京都、それから近隣の自治体との進めていただきたいと要望して終わります。
中野会長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
石田委員	会長。
中野会長	石田委員、どうぞ。
石田委員	<p>何点か教えてください。基本的には、私は、これはもうどんどん進めていただきたいと思っている立場から質問をします。</p> <p>まず、景観形成重点地区、これは非常にいいことなんですが、先ほど来いろいろお話が出ている東京都の部分があって、それに上乘せをするということなんですが、屋外広告物条例があったり、ボードウォークの問題は区なのかもしれないけれども、児童遊園を都市公園としていくとか、いろんなことをしながら天王洲地区を活性化していこうということなんだと思うんだけど、例えば、今、アートをやっているじゃないですか。これは屋外広告物条例の中で、重点地区だとしても、例えば期限は1年、人道橋ならもっと短くて、アートを消しなさいとかいう話の指導が来るわけだけでも、景観形成基準を上乘せしたことによって、例えば3年ぐらいはそのままいいですよとか、こういうメリットがありますよとか、もっと規制緩和がこういう形でやれますよとか、そういう具体的な例を幾つかわかりやすく教えていただければありがたい。最初はそれだけ聞きます。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>今、屋外広告物のお話をいただきましたが、屋外広告物、東京都の屋外広告物条例に特例許可というのがございまして、通常だと掲出できないものについて、個別に東京都の屋外広告物の審議会を経て、1件1件許可を取る形で掲出できるというのが制度上ございまして、今回、重点地区化をすることで、先ほども多少ご説明しましたが、地元のほうにもデザイン的な面に関する会議体を今後10月以降しっかり設けてまいります。やはりアートになりますと、なかなか天王洲らしさとか、数字で量的に判断できるものではございませんので、しっかり地元で会議体を設け、学識経験者も入っていただき、アドバイスを言ったり、どうした展示がいいかということを経験者のほうでしっかり判断いただく。区にも重点地区として目指す方向を記載した計画があって、地元のほうでもし</p>

	<p>っかりそうした判断できる会議体においていろいろアドバイスをしながら審査していただくと、これまで1件1件の特例許可だったのが、手続きが簡略化されます。大きなメリットとしてはそういったところが1つあるというところでございます。</p>
石田委員	<p>会長。</p>
中野会長	<p>石田委員、どうぞ。</p>
石田委員	<p>今の話は、非常にわかっている、建設委員会でもそういう話があって、会議が立ち上がってくれていいんだけど、現実問題として簡略化されるということは、例えば東京都に1件許可の申請はしなくてもよくなるという理解でいいのか。例えば、今言ったように1年経ったら1回消しなさいとか、今ボードウォークは使えませんよとか、いろんな話があるじゃないですか。そういうものも、この地元のデザイン会議で審査されれば、その期限などは超えてでもいいという理解でいるのだけど、1件許可はやっぱり受けなくちゃいけないとなれば、そこは大分違うじゃないですか。だからこの重点地区にさせていただいたときのメリットとして、簡略化されるということは非常にわかるんだけど、簡略化されても1件許可はやっぱり出さなくちゃいけないのか、期間は1年を3年にしてもいいのか、例えば人道橋も、風の問題とかいろんなことがあるけれども、そういうのはこういうふうにしていいよとか、そういう期間を含めた、もっと重点地区化をしたことのメリット、こういうのが具体的にあるよというのを教えてください。</p>
鈴木課長	<p>会長、都市計画課長。</p>
中野会長	<p>都市計画課長、どうぞ。</p>
鈴木課長	<p>先ほど、今ご指摘いただいたように、手続き的に毎回、毎回1件1件出すのか、それがしなくてもよくなるということでのメリットとともに、期間がある程度延長されたり、3年、5年という形でもできるのかというのは、現在そこまで制度上はなってございません。</p> <p>ただ、区としては、重点地区を定めて、アート、デザインという形で天王洲地区を地域と一緒に魅力を高めていきたいという思いがございいますから、東京都の景観の担当部署、所管の部署とは今協議をしておりますが、期間が延長になるような形の方向ができないかどうかというのは、これからも東京都とは協議をしていきたいというところでございます。</p>
石田委員	<p>会長。</p>
中野会長	<p>石田委員、どうぞ。</p>

石田委員	<p>ありがとうございました。それはぜひ、デザイン会議なりが中心となって、品川区の権限でそういうことがいろいろできるような重点地区にさせていただきたいと思っています。</p> <p>もう1点お伺いしたいのは、これが例えば東京都なら、中心的なのは港湾局だと思いますけれども、そことの連携がありますが、一方で、今様々なところでインバウンドだとか、水辺だとか言われている。</p> <p>そこで、これは教えていただきたいんですけども、例えば、国交省から水辺のモデル地区にしたいという話が来たときに、東京都の港湾局より国の権限のほうが上で、規制緩和みたいなことも国のモデル地区のほうがいろいろできるんだろうというイメージなんだけれども、そういうイメージを持っていていいのか。そういう国のモデル地区化があったらもっと天王洲が自由にいろいろなことをできるようになるという理解でいいのかということをお願いしたい。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>今いただいたご質問は、景観からさらに踏み込んでいろんな水辺の取り組みとして、モデル地区的なところでご質問いただいたと思うのですが、私の直接的な所管ではありませんが、いろいろ聞いておるところによりますと、国あるいは東京都のほうもオリンピックに向けて、いろんな取り組みを進めているというのは聞いてございます。その中で、この水辺についても、例えば観光の船であったり、そうしたところでモデル的に事業を募って、オリンピックに向けて今総合的に、重点的に取り組みが進められているというふうには聞いてございます。</p> <p>区としては、やはり、水辺に接している区の1つとして、この水辺の観光資源、あるいは地域資源は積極的に今後も活用していきたい、さらに高めていきたいという思いは非常に強い思いを持ってございます。</p> <p>そうした意味で、国がオリンピック後も含めて、そうしたところでさらに継続的に重点的に力を入れていっていただきたいという思いは当然持っておりますので、私の部署に限らず、区のさまざまな部署と連携をしながら、場合によっては働きかけ、あるいは情報収集、そうした動向はしっかり見ていきたいというところでございます。</p>
石田委員	会長。
中野会長	石田委員、どうぞ。
石田委員	ぜひ今のお話のとおり、オリンピックという1つのきっかけがあって、

	<p>さまざまな機会で、いろいろなことについて手を挙げてくださいという応募のようなものも未だにあるくらいですから、これからもいろいろな形で取り組めると思っています。</p> <p>国、それから東京都がオリンピック後の話を進めていく中で、今まさにおっしゃったように、品川区もこのデザイン会議や許認可のことも含めて、主導権を握って強く推し進めていっていただければと思います。これは意見で結構です。</p>
星野委員	会長。
中野会長	星野委員、どうぞ。
星野委員	はじめに、先ほど安藤委員から、重点地区に指定された場合の補助金について、企業のために使われるのではないかという趣旨のお話がありましたけれども、この重点地区に指定された際、旧東海道、あるいは武蔵小山をはじめとして、これらの地区で、補助金はどのような使途で支払われるのでしょうか。
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	重点地区化をして補助金制度を導入している地区、旧東海道地区になりますが、こちらにつきましては、建物の修景工事に対して助成を行いますので、建物の所有者、居住されている方、あるいはお店を営まれている方等が地区内の方々が対象というところでございます。
星野委員	会長。
中野会長	星野委員、どうぞ。
星野委員	<p>わかりました。今の都市計画課長の答弁にありましたように、特定の人のためではなくて、地区全体のために補助金が使われている。なおかつ、当該地区につきましては、法人、個人の権利者600名のうち、約90%の531人が個人の権利者だということから、補助金の使途の対象として、個人の権利者、居住者も数多くいらっしゃるということで理解いたしました。</p> <p>それでは、ほかの質問をさせていただきたいと思います。別資料2の天王洲地区景観づくりルールのお話につきましては、質問をさせていただきたい。質問というより要望でありますけれども、まちづくりのスローガン、「アートになる島、ハートのある街」、そして景観計画の目標として、「まち全体がミュージアムのような天王洲アイル」という2つのキーワードというか、キャッチコピーといいたいまいしょうか、これらを</p>

	<p>もとにまちづくりが進められてきました。</p> <p>一方、今、都心、あるいは渋谷なども含めて、各地域で再開発事業が進められております。魅力ある街が次々と都内に誕生しております。こういう地域競争、地域間の競争が激化する中で、このまちづくりのキーワード、あるいはキャッチコピー、これは来街者を呼び込むための大きな要素であると、このように考えます。</p> <p>特に、「アートになる島、ハートのある街」、このスローガンは、この資料の前段のところに書かれておりますように、1985年、地区内の権利者22人の方々がまちづくりを進めるため、「アートになる島、ハートのある街」のスローガンのもとでまちづくりを進めてきたと、このような歴史的な経緯がございます。</p> <p>このスローガンが定められてから約30年が経過いたしました。このスローガンのもとで、この天王洲地区につきましては、アートをテーマにまちづくりが着実に進んでおります。こういう中でまちづくりのスローガン、「アートになる島」という大変控えめな表現でありますけれども、このスローガンを例えば「アートアイランド」、アイランドとは島ですけれども、「アートアイランド、ハートのある街」と、このようなスローガンに変えることを提案するものであります。事務局の皆さん、いかがでございましょうか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>お手元の、別資料2の3ページ目に、今、委員のほうからご紹介いただいた話がございまして。それで、中段に天王洲総合開発協議会とありますが、昭和63年に地区計画が定められてまちづくりが進められていくにあたって、こうした「アートになる島、ハートのある街」ということを地域がスローガンとして定めて取り組んできたものでございまして、こちらの協議会につきましては、今回重点地区化をする、あるいは今回の形成基準案を検討していく段階で、検討会のメンバーにも入っていただいております。</p> <p>今、委員からご提案いただいた、「アートアイランド」という形での修正というか、さらに発展していくためのこの辺の見直しというか、そうしたところが行えるかどうかというのは、今回いただいたご意見をこちらの協議会のほうにもしっかりとお伝えしたいと思っております。</p> <p>いずれにせよ、こうした方々にお聞きしながら、区としてのこの重点</p>

	<p>地区化の目標をその下にある街全体がミュージアムのような天王洲アイランドという形で定めさせていただきましたので、同じ方向に向かって、今後も地域と一緒に景観の取り組み、あるいは魅力あるまちづくりについて進めていきたいというところでございます。</p>
星野委員	会長。
中野会長	星野委員、どうぞ。
星野委員	<p>「アートアイランド、ハートのある街」というスローガンのほうが現代風でもあるし、キャッチコピーとして、来街者を呼び込むためのスローガンとして適切ではないかなということで、計画文のほうの改訂もぜひ御検討なりしていただきたいと思います。これが要望です。</p> <p>それから次に、11ページの天王洲地区における屋外広告物の表示・掲出に関する基準では、建物壁面の広告物において、「広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。」「光源は点滅させない。」という記述がありますが、これ、武蔵小山の重点地区化の意見陳述の場でも質問させていただきましたが、光源を用いた動画は意識をされているのでしょうか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>11ページにある基準につきましては、従前からある基準ということでございます。</p> <p>最近そうした動画も壁面を使って演出されるような部分も出てきてございます。できた当時、その辺を意識していたかというのはちょっと確認が必要でございますが、先ほど屋外アートの判断要件ですとか、そうしたところでもご説明しましたが、当然、今後はそうした動画についてもしっかりと地域と一緒に考えていかななくてはいけないと考えてございます。</p>
星野委員	会長。
中野会長	星野委員、どうぞ。
星野委員	<p>この基準から考えますと、天王洲では、指定区域の中では、動画は意識をしていないという理解でよろしいわけですね。</p> <p>それとともに、これは規制区域の中の基準では、動画は屋外広告物として利用できないということはわかりましたが、この区域以外の品川区内では、動画の広告について基準を設ける必要があるんじゃないかと思えます。といいますのは、武蔵小山の重点地区化の際も申し上げましたけれども、渋谷だとか新宿の繁華街などは、動画広告が氾濫しています。</p>

	<p>確かに、まちの賑わいを創出するためには効果があることかもしれませんが、都市計画の観点で考えますと、やはり動画広告にも一定のルールを設ける必要性があるのではないかとこのように考えます。</p> <p>動画広告について、各自治体のルールを調べますと、ルールを設けている自治体が大変少ないです。まちづくりの先進区として、ぜひこの動画広告についてのルールをできるだけ早くご検討いただければとこのように思います。</p> <p>次に移ります。次は13ページです。屋外アートの判断要件です。屋外アート、これは、私は現地では見ておりませんが、ネットでもって確認したところ、海岸通りの北側に高層建築物の壁面、幅員は20メートルぐらい、高さ30メートルぐらいの巨大な壁画が掲出されております。このアートについて、判断要件として一番最初に屋外広告物として耐震、耐風性能はもとより、安全性を確保することと書かれておりますが、この屋外アートは、屋外広告物ということでしょうか。ルールの設定の仕方、この表現の仕方がちょっと疑問に感じるのですが、いかがでしょうか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長。
鈴木課長	<p>基本的には、例えば外壁を使って、外壁面にそうしたアートを描くような場合は、基本的には屋外広告物になろうかと考えてございます。</p> <p>屋外広告物として、とここでは書かせていただいておりますが、この判断要件の中で今後検討していきたいところであります。すべてが屋外広告物ということではないですが、そうした長大な壁画等も基本的には屋外広告物というふうに捉えてございます。</p>
星野委員	会長。
中野会長	星野委員、どうぞ。
星野委員	<p>屋外アートを屋外広告物として考えるということですが、屋外広告物ですと、その規模にルールがありますね。その規模要件をはるかに超える規模、先ほど言いましたように、海岸通りの北側のある建物の外壁一面、幅員が20メートル前後、高さが30メートル前後の大きなアート、絵画が掲出されています。これ、屋外広告物の基準を超える規模のものだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長。

鈴木課長	基本的には100平方メートルを超えるという形のものですから、そこは東京都の、先ほどご説明した特例の許可を取って掲示がされているというところでございます。
星野委員	わかりました。大変厳しいことを申し上げましたが、今回のこの資料の中で、さまざまな基準を設けられておりますが、特に赤い文字で追加したこれらの基準、私がいろいろ調べた中でもすばらしい基準ができましたことを、高く評価をさせていただきます。ありがとうございました。
松本委員	会長。
中野会長	お待たせしました、松本委員、どうぞ。
松本委員	<p>今回、事前に資料をいただいて、非常に期待をしているところがあって、その話になると思っていたんですけども、実際お話を聞いてみると、当然東京都があって、品川区における自主的裁量権というのが極めて限定的であるなという気がして、何とか皆さんに頑張ってもらいたいです。</p> <p>やはり、東京都や国がいる中では、やっぱり何か思い切ったことはできないというのが重々わかっているわけで、もちろん法的な縛りもあるのでわかるんですけども、ぜひこれからこれを具体化していく中で、ぜひもっとより強いものを議員の皆さんも、一つになってやっていただきたいなということなんです。</p> <p>それが1つと、あと、これは実際の施行が令和元年10月ということになっていきますけれども、今お話がありましたけれども、現況の屋外広告物はたくさん、アートの的なものを含めてありますが、これは遡及するという考え方でよろしいんですかね。</p> <p>というのは、基準がこの中で動いていますから、現況あるものは遡及するのもしないのかという問題が法的にどうなのかな、と。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	基本的には今回の基準が作成されて10月に施行されますけれども、既に掲出されている、あるいは街中に掲示されているアート、デザイン等については、遡及はしないという考えでございますが、ただ、いろいろ地域の中でも更新しようとか、ちょっと傷んでいるから直そうかというところは、区としても積極的にお話をしながらこの基準に合うような形ではしていただけるように働きかけはしますが、ストレートな言い方をすると、こういう法改正のあった場合は遡及はしないということで

	ございます。
松本委員	会長。
中野会長	松本委員、どうぞ。
松本委員	<p>あと、アートということなんですけれどね、アートというのは基本的には極めて恣意的なものなんですよね。ですから、その部分を合議的なアートというものはないわけですから、その部分はアートをどうやってコンセンサスを得て、構成していくというのがものすごく難しいと思うんです。行政がこれはアートだって決めることもできないし、ある1人の人にこれはアートだということもなかなかできない。街全体でアートでやるということになると、ものすごく強大な権力というか、コンセプトというのがしっかりしていないと、それこそ街中ばらばらなアートになってしまうわけです。</p> <p>それをあれだけの大きな天王洲エリアの中で、1つは寺田さんという会社があって、独自にやられているから、1つの会社の社長のコンセプトというのはしっかりしているからできるけれども、今度、要するに天王洲全体でもって1つのアートのくくりの中でやるときに、どうやってそのコンセプトというのをしっかり形成していくのかということが、これは今後の非常に大きな課題になると思うんです。</p> <p>やっぱり地元住民だとか、いろんな考え方の方がいらっしゃいますし、実際に意見としても出ているわけなんですけれども、これから天王洲が本当に輝いていくためには、一番重要なポイントだと思うので、今日すぐに結論は出ないでしょうけれども、これは我々も含めて、やっぱりその問題が何年後にどうなっていくのかなという気はしますよね。私の意見ですけれども。</p>
中野会長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
松本委員	会長。
中野会長	あくつ委員、どうぞ。
あくつ委員	<p>会長、ありがとうございます。</p> <p>さまざまなご意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。天王洲の地域、今回景観基準が新しく決まっていくということで、非常に期待をしているというところでの素朴な質問というか。</p> <p>別資料2のところ、アート判断要件のところ、屋外広告物として掲出の判断要件の中に、1つ目のところで、「製作者によるオリジナルの作品であり、過去に発表された作品や歴史的な美術作品のコピーではな</p>

	<p>いこと。」とあるんですけれども、オリジナルに限るということ、これは結構範囲を狭めるものなのかなと思います。新しいアートだけをアートとしてお考えになるという、地域の皆様のお考えなのか、先ほど松本委員のほうからもお話がありました、そういうお考えの方が中心になってやられているということもあるのかもしれないんですけれども、アートというのは非常に難しいところもあるという中で、例えばさまざまな品川に関するような芸術作品がございますけれども、そういうものを展示をするとか、掲示をするとか、例えば、「品川の月」という歌麿の作品等がありますけど、そういうものを壁画等にするとか、そういったものはここでは排除するという、どうしてそういう考え方に至ったのか教えていただければと思います。</p>
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>先ほどからご紹介しています特例許可を使った掲出の件において、基本的には最終的には東京都が判断をするのですが、その前段階として、地元区の景観審議会においても意見を聞くということになっておりまして、区の景観審議会の学識経験者あるいは委員の方々の意見の中で、やはりこの地域のアートとしてオリジナル性というところを、これは、1つは当然ながら著作権ということも出てくるのだとは思いますが、やはりオリジナル性というところを区の景観審議会の委員の方から、ご意見を多くいただいたところもあったというところがございます。</p> <p>それからあとは、地元の方々、まちづくり団体の方々、これまで長年このアート、ハートのまちづくりを進めて来ていただいた方々に入っていたいただいた研究会の意見の中でも、まずやっぱりオリジナル性というところを出したいねというところもあって、ここの判断要件の中に入れさせていただいたという経緯でございます。</p>
中野会長	よろしいですか。
あくつ委員	はい。
中野会長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
藤原委員	会長。
中野会長	藤原委員、どうぞ。
藤原委員	<p>松本委員からもっと東京都主導じゃなくして、品川区頑張れというお話を頂戴して、私も全くそれと同じ意見なんですけれども、なので、あえてこの質問をしたいと思っております。何年前でしょう、品川区はま</p>

	ちづくりのマスタープランを全庁的につくりましたよね。品川区はやっぱり基本的にはまちづくりマスタープランを基本として、というのが私自身にはあるんですけれども、そんな中で、今回こういう案件が出てきていて、品川区が独自でつくったマスタープランと関連性とか整合性というのはあるんでしょうか。その辺を確認したいと思っております。
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	<p>ただいまご紹介いただきました、品川区のまちづくりマスタープラン、平成25年2月に作成したもので、その前が平成13年だったと記憶してございますが、平成25年に全面的な改訂を行いまして、計画の策定を行いました。現行のマスタープランでは、防災ですとか、あるいは水と緑ですとか、地域の拠点性だとか、さまざまな分野別を決めて、地域ごとでまちづくりを進めていく。その中の1つに、景観の項目もしっかり記載してございます。</p> <p>当然ながら、今回の景観の重点地区につきましても、そのマスタープランを踏まえているんですが、やはり当時も天王洲地区ではそうした取り組みが進められてございますが、そうしたアートですとか、デザインですとかの細かいところについて、地域特性を踏まえる形で作り込みがされていないところもございます。</p> <p>当然ながら、現行の重点地区はしっかりとマスタープランの景観の視点を受け継いでおりますが、マスタープランも10年ごとを目途に一定見直しを行っていきますので、10年の中で地域が動いて、さらにまちづくりが変遷しているものについて、今後のマスタープランの見直しの中では逆に反映をして、まちづくりを進められる全体的な計画として見直ししていかななくてはいけないというふうに考えてございます。</p>
藤原委員	会長。
中野会長	藤原委員、どうぞ。
藤原委員	<p>それは、微調整はありますよということで、品川区がつくったマスタープランを否定していることではないですよ。</p> <p>いろいろ、時代に合ったことで調整はしていきます。でも、基本にはあれだけ担当の課をつくったわけですよ。マスタープラン担当をつくりましたよね。それでやってきたわけですから、私はそれがベースにあると思ってるんですけれども、微調整はもちろんありますよね。時代に合った。そういう考えで、基本はそこにあると思ってるよ。</p>

	しょうか。
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	ご指摘のとおり、現行のマスタープランをもとに、さまざまな今回の景観の重点地区もそうですが、進めているというところでございます。
藤原委員	会長。
中野会長	藤原委員、どうぞ。
藤原委員	東京都が上部団体でというのが今回の質疑の中にいろいろあったんですけれども、やっぱり区民に、また地元、地域に、一番接しているのは品川区ですから、品川区が自信を持って地域ごと、他区、港区とか、江東区も入っていますけれども、やっぱり品川区のことは品川区ということで、東京都に言うべきことは言っていくと、ちゃんと認められた自治体なんです。それをちゃんとしていていただきたいと思いますが、最後にその辺の答弁をお願いします。
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長、どうぞ。
鈴木課長	これまでも、これからも、しっかり東京都と、あるいは国と協議しながら、区が目指すべきところをいろんなさまざまな状況、機会を捉えて、しっかり伝えながら、あるいは協議しながら進めていきたいというところでございます。
中野会長	ほかに、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
山崎委員	会長。
中野会長	山崎委員、どうぞ。
山崎委員	1点お尋ねしたいんですけれども、快適性、見る人によって快適である、快適でないという、ご意見をいただいております、やはり快適性を判断する評価は非常に難しいんですよね。ということで、区のほうで回答はされているんですけれども、判断基準等を組織体で検討してまいりますと答えられていますけれども、何か具体的な評価指標、快適性を判断するような指標というのは、今現在どのようなことを考えられているのでしょうか。
鈴木課長	会長、都市計画課長。
中野会長	都市計画課長。
鈴木課長	まさに、いただいたご意見として、特にアート、デザインというのを、ここの基準の中でも書かせていただいておりますが、さまざまなところ

	<p>に出てまいります、天王洲らしさをあらわすアートデザイン、まさに快適性も含めてですが、なかなか難しいところでございます。</p> <p>今回、基準をつくって重点地区化をして、当然ながら、区としてこれが終わりではなくて、ここから始まりでございまして、まさに地域に組織体をつくって、地域と一緒に、あるいは地域に先頭に立っていただいて、この辺の基準、要件を細かいところをいろいろ議論を重ねながら、試行錯誤もあると思うんですが、進めていきたい。</p> <p>ご質問として、今何か指標がありますかということでございますが、まだこれからというところでございます、その辺はしっかり地域と一緒に考えていきたいというところでございます。</p>
山崎委員	会長。
中野会長	山崎委員、どうぞ。
山崎委員	<p>快適性の評価というのはやっぱりこれから具体的に何か検討されるということで、ぜひこういった基準を示していただくと、ほかの区の形成委基準とか、景観に対する評価にもつながってくるんじゃないかということで、ぜひ期待しております。よろしく申し上げます。</p>
中野会長	<p>ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、以上で本日予定しておりました議題が終わりました。</p> <p>終わりに、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、まず、本日はさまざまなご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>これから、このいただきましたご意見を、今後開催を予定しております景観審議会において報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、次回の都市計画審議会の日程についてでございますが、まだ現在、未定となっております。詳細が決まり次第、またお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
中野会長	それでは、これもちまして、第167回品川区都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —